

ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

●余市町中央公民館備品購入費として

- ・高橋 哲雄
(故 高橋 ミサコ殿追善供養として)
一金300,000円

●小中学校消毒作業用消耗品として

- ・余市ライオンズクラブ
ハンドソープ及び詰替用 (7万6千円相当)

●学校用図書・図書館用図書として

- ・北海道新聞社・株式会社四ツ屋販売所
もりのやきゅうちーむ ふぁいたーず
3種類15セット (6万7千円相当)

●中学校用図書として

- ・余市ロータリークラブ
絵本「日本神話」全11巻3セット
(7万3千円相当)

●各小中学校の新型コロナウイルス感染症

対策として

- ・余市町赤十字奉仕団
手作りマスク 870枚

●出産予定者用として

- ・稲畑産業株式会社・アイケイファーム余市株式会社
マスク 1,000枚

●町内介護事業者用として

- ・株式会社 ニットー
マスク 500枚

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・有限会社後志教材事務機販売
マスク 2,500枚

●児童及び保護者の感染症対策として (大川保育所)

- ・ささなみ染色工芸
子ども用布マスク 50枚
大人用布マスク 100枚

●公共施設消毒用として

- ・R1テクノサービス
次亜塩素酸水 20ℓ

●新型コロナウイルス感染症対策として

- ・有限会社 なかがわ
マスク 1,000枚

よいちの人口

令和2年4月30日現在

人口 18,390人 (+74)
男性 8,560人 (+45)
女性 9,830人 (+29)
世帯数 9,819世帯 (+66)

※カッコ()内の数字は前月比

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

●異動の内訳●

転入 172人
転出 68人
出生 3人
死亡 29人

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～

納期限

町道民税

1期

6月25日(木)

夜間集合徴収所をご利用ください!

6月25日(木) 17:30~19:00

- ・役場1階 税務課窓口
- ・福祉センター本館(富沢町)

※納付書をご持参ください。

納税相談も実施しています。

町税の徴収猶予(特別制度)について

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、納期限の翌日から1年間に限り、無担保かつ延滞金なしで町税の徴収猶予(特例制度)を受けることができます。納税にお困りの方は一人で悩まずに、すぐに税務課納税グループにご相談ください。

【Q&A】

Q. 猶予制度の対象となる条件を教えてください。

A. 猶予制度を受けるには、以下①、②のいずれも満たす必要があります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税を行うことが困難であること。

Q. 適用対象となる税はどのようなものですか。

A. 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税が対象です。

Q. 申請方法を教えてください。

A. 申請書および減収の状況が分かる資料を税務課納税グループに提出していただく必要があります。郵送やeLTAX(地方税ポータルシステム)による申請も可能です。※ eLTAXでの申請については、地方税共同機構のホームページを参照してください。

Q. 申請書はどこでもらえますか。

A. 町ホームページからダウンロードすることが可能です。また、申請書を郵送することも可能ですので、税務課納税グループにご連絡ください。

Q. 減収の状況が分かる資料とはどのようなものですか。

A. 財産収支状況書や収支の明細、財産目録、売上帳、現金出納帳、給与明細、預貯金通帳の写しなどが該当しますが、資料の提出が難しい場合は、口頭により状況をおうかがいします。

Q. 申請手続きはいつまでに行う必要がありますか。

A. 令和2年6月30日、または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

税金がコンビニで納付できます。

今年度から軽自動車税種別割に加え、町道民税、固定資産税、国民健康保険税がコンビニで納付できるようになりました。コンビニ納付は、全国のコンビニで夜間・休日を問わず納付ができますので、ぜひご利用ください。取扱手数料はかかりません。

なお、コンビニでは、ブック式(冊子)タイプの納付書は取扱いができないため、今年度の納税通知書より単票(1枚単位)に変更になりました。コンビニで納付する場合は、「納める分の納付書」だけをレジにお出しください。その際、納付書の期別と納期限をご確認のうえ納めてください。また、ホチキス等で綴じるとコンビニで取扱うことができなくなりますのでご注意ください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116